

ヒルフェ通信(8月号)

❀ そっと寄り添いやさしくサポート ❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆令和3年度の活動に向けて

公益社団法人成年後見支援センター ヒルフェ
理事長 山崎節子

新型コロナウイルス感染症防止のための緊急事態宣言も4回目が発令され、オリンピック・パラリンピック開催まで数日と迫っており、どのような形で成されるのかも不安なままですが、会員各位におかれましては心身共につつがなくお過ごしのことと拝察致します。

当法人の諸活動も感染防止の観点から自粛せざるを得ないながらも、色々と工夫を凝らしながら対応しているところです。

令和3年度の総会は、やはり自粛の体制を取り、書面決議での形で協力頂くことになりました事に感謝申し上げます。お蔭様をもちまして、議案は全て可決承認され、新理事も誕生し、本年度の事業運営をスタートさせております。

今年度も、コロナ感染拡大防止の影響を受け、活動に制限が加えられることもあるかとは思いますが、研修形態のシステム改善化を図り、知識の習得と情報の共有に努めて参ります。

また、前年度からも進めております成年後見制度利用促進法における地域連携ネットワークの構築に向けての中間提言も出されておりますので、いよいよ、ヒルフェとしてどのような関わり(マッチング機関)をもてるかが問われる大事な時となっております。地区活動の重要性も問われております。今まで会員の皆様が活動されてきた実績を十分生かし、法人後見受任経験と法人後見の推進を図り、専門職の受け皿として広く活躍できるよう、役員一同しっかりと頑張ってお参ります。

どうぞ、会員の皆様の本法人の事業運営・活動にご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。(7月20日)

◆「成年後見事件の概況ー令和2年1月～12月ー」より

申立件数(37,235件)は、昨年はやや減少傾向でしたが、今年はまた対前年比3.5%増加となりました。後見開始の審判の申立件数(26,367件0.4%減)、任意後見監督人選任の申立件数(738件1.3%減)が減少し、反面、保佐開始の審判(7,530件11.6%増)と補助開始の審判(2,600件30.7%増)は、件数は少ないものの増加し、昨年同様の傾向です。利用者数は、全体で232,287人(3.5%増)とすべての類型において増加しています。成年後見(174,680人1.6%増)、任意後見(2,655人0.1%増)がともに微増で、申立件数同様、保佐(42,569人9.3%増)、補助(12,383人12.7%増)が大きく伸びているのも昨年からの傾向です。より制度が浸透し、本人の能力に見合った支援が行われるようになったともいえるのではないのでしょうか。

また、申立人と本人の関係では、市区町村長が(8,822件全体の23.9%)、前年まで件数、割合共に一番多かった子(7,865件21.3%)を逆転、最も多くなりました。また、本人申立てが件数、割合とも増加(6,641件→7,457件、18.6%→20.2%)しており、これは補助類型が増えていることも関連していると思われます。

成年後見人等と本人の関係では、親族が選任されたものは7,242件で全体の19.7%(前年は21.8%)、親族以外が29,522件80.3%(前年は78.2%)です。なお親族以外の内訳の中で、行政書士が選任されたものは1,059件(前年976件)でした。

開始原因では、認知症が最も多く64.1%、知的障害9.9%、統合失調症9.0%、高次脳機能障害4.8%、遷延性意識障害0.9%、その他11.2%で、大きな変動はありません。申立ての動機も、預貯金等の管理・解約が37.1%、身上保護が23.7%、と順序や割合はほとんど変わっておりません。

今回の傾向としては、申立人は、市区町村長が子を抜いて最も多くなる、後見人等への選任は親族以外が8割を超えるなど、成年後見制度が社会全体の問題と認識されてきていることをより一層感じられる状況でした。それでも、まだまだ需要に追い付いていないと感じられる部分もあり、原因を探りつつ、広報活動を続けてまいりたいと思います。

(※ %表示はすべて「約」を省略しています。)